



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
2月15日
第283号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県消防表彰規程の一部改正 (防災危機管理局) 1
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の開設者の名称および代表者の氏名変更の届出 (医療福祉推進課) 2
- 滋賀県漁業調整規則第11条第1項の規定による制限措置の一部改正 (水産課) 2
- 小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間 (水産課) 2
- 刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間 (水産課) 3
- 道路区域の変更 (道路保全課) 4
- 道路の供用開始 (道路保全課) 4

○ 公 告

- 林業種苗法による生産事業者の登録失効公告 (森林保全課) 4
- 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) 5
- 滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告 (労働雇用政策課) 5
- 公共測量実施公告 (監理課) 5
- 一般競争入札の公告 (事業課) 5

○ 県 税 事 務 所 公 告

- 軽油引取税免税証無効公告 (南部) 7
- 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (南部) 7

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

- 土地改良区定款変更認可公告 (東近江) 7

告 示

滋賀県告示第52号

滋賀県消防表彰規程 (昭和41年滋賀県告示第205号) の一部を次のように改正する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第1号中「功績」を「功績が」に改め、同条第2号中「防禦」を「防御」に、「成績」を「成績が」に改め、同条第6号中「者」を「もの」に改める。

第3条中「第36条」を「同法第36条第8項」に、「規程」を「規定」に、「功労」を「功労が」に、「防禦」を「防御」に、「成績」を「成績が」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第5号中「顕著状」を「顕彰状」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「または第3条」を削り、「功労が」の右に「抜群で」を加え、「消防団員または部外の個人」を「または消防団員」に改め、同条第3項中「または第3条」および「抜群」を削り、「消防団員または部外の個人」を「または消防団員」に改め、同条第6項中「顕著状」を「顕彰状」に改め、同条第7項中「他の」を「他の」に改め、同条第8項中「その」を「その」に改め、同条第9項中「規程」を「規定」に改め、同条に次の1項を加える。

10 賞状は、第2条第6号に該当する消防吏員、消防団員もしくは消防機関または前条の規定に該当する部外の個人もしくは団体に対して授与する。

第6条を次のように改める。

(表彰の時期)

第6条 第4条第1項第2号から第4号まで、第6号および第7号に掲げる表彰は、毎年1回行う。ただし、知事が必要と認めるときは、随時これを行うことができる。

2 第4条第1項第1号、第5号、第8号および第9号に掲げる表彰は、随時行う。

第11条中「掲げる」の右に「ものまたは第3条に規定する」を加える。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県告示第53号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定に基づき登録研修機関として登録した者のうち、次の者から開設者の名称および代表者の氏名変更の届出があった。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の旧名称および代表者の氏名	開設者の新名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	研修の課程	変更年月日	登録番号
ほけんし株式会社	東京都台東区上野3-18-13パークリーガル上野ビル6F	ほけんし株式会社 代表取締役 井谷衣里	ほけんし株式会社 代表取締役 村田豊之	東京都台東区上野3-18-13パークリーガル上野ビル6F	第1号研修 第2号研修	令和3.12.21	2511503

滋賀県告示第54号

令和2年滋賀県告示第476号(滋賀県漁業調整規則第11条第1項の規定による制限措置)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

表手繰第1種漁業(ごり沖びき網漁業)の項から手繰第3種漁業(貝びき網漁業)の項までを削る。

滋賀県告示第55号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業(ごり沖びき網漁業)	110隻以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	7月20日から翌年2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業(あゆ沖びき網漁業)	110隻以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	2月1日から2月末日まで	滋賀県に住所を有する者

業)						
手繰第1種 漁業(その 他の沖びき 網漁業)	110隻以下	5トン以下	127キロワッ ト以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分 線から北側へ500メートルの距離 の線以北の琵琶湖	8月1日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和4年2月15日から令和4年3月14日まで

滋賀県告示第56号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
手繰第3種 漁業(貝び き網漁業)	89隻以下	5トン以下	127キロワッ ト以下	近江大橋の草津行き車線区分線 以北の琵琶湖(ただし、内湖お よび内湖から琵琶湖に通ずる水 路を除く。)	8月1日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和4年2月15日から令和4年3月14日まで

滋賀県告示第57号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
刺網漁業 (荒目小糸 網)(動力 漁船を使用 するもの)	184隻(者) 以下(許可 または起業 の認可を受 けている船 舶(者)の 数:366隻 (者))	—	—	規則別表第1に掲げる区域(琵 琶湖大橋堅田行き車線の車線区 分線から両側へ200メートルの距 離の線と湖岸線によって囲まれ た区域を除く。以下同じ。)	12月1日 から翌年 9月30日 まで	—
刺網漁業 (荒目小糸 網)(動力 漁船を使用 しないも の)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	12月1日 から翌年 9月30日 まで	—
刺網漁業 (細目小糸 網)(動力 漁船を使用 するもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	周年	—
刺網漁業						

(細目小糸網)(動力漁船を使用しないもの)	-	-	規則別表第1に掲げる区域	周年	-
-----------------------	---	---	--------------	----	---

2 申請期間 令和4年2月15日から令和4年3月14日まで

滋賀県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年2月15日から令和4年3月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	麻生古屋梅ノ木線	大津市葛川梅ノ木町字奥山383番3地先から	変更後	最小 3.7m	123.9m	道路改良工事および迂回路廃止に伴う道路区域の変更
		大津市葛川梅ノ木町字奥山385番2地先まで		最大 15.2m		
		大津市葛川梅ノ木町字奥山383番3地先から	変更前	最小 3.9m		
		大津市葛川梅ノ木町字奥山385番2地先まで		最大 10.7m		

滋賀県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月15日から令和4年3月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
麻生古屋梅ノ木線	大津市葛川梅ノ木町字奥山383番3地先から 大津市葛川梅ノ木町字奥山385番2地先まで	令和4.2.15	L=123.9m

公 告

林業種苗法による生産事業者の登録失効公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき次の生産事業者の登録は失効したもので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

登録	生産事業者の	生産事業者の住所	生産事業	事業所	事業所の	失効年月日
----	--------	----------	------	-----	------	-------

番号	氏名または名称	または主たる事務所の所在地	の内容	の名称	所在地	
206	高島市森林組合	高島市朽木野尻364-2	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	高島市森林組合	高島市朽木野尻364-2	令和3.9.27
208	滋賀南部森林組合	大津市瀬田神領町番戸谷40-1	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	滋賀南部森林組合	大津市瀬田神領町番戸谷40-1	令和4.1.13

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート大津なかまち店 大津市長等二丁目2番17号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社ピース&グリーン 彦根市西今町40番地1 代表取締役 夏原平和
 - (2) 変更後 株式会社ピース&グリーン 彦根市西今町40番地1 代表取締役 夏原行平
- 3 変更年月日 令和3年12月23日
- 4 変更の理由 代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年2月2日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和4年2月15日から令和4年6月15日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年6月15日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定に基づき、令和4年2月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

使用者委員 富田 俊昭

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量・水準点測量・地形測量・応用測量)
- 2 作業の地域 蒲生郡竜王町西川、鶴川、薬師、小口、岡屋
- 3 作業の期間 令和3年12月6日から令和4年3月7日まで

一般競争入札の公告

令和4年度におけるびわこボート開催告知広告業務(関西スポーツ新聞5紙)の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和4年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 契約業務名および数量 びわこボート開催告知広告業務(関西スポーツ新聞5紙) 一式(単価基本契約)
- (2) 契約業務の内容等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所 びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎1番1号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準その他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:役務 中分類:広告

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総務部事業課(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年2月15日(火)から令和4年3月28日(月)までの8時30分から17時15分まで(最終日は10時まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。ただし、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の有無 無
- (5) 入札書の受領期限 令和4年3月28日(月)10時
- (6) 開札の日時および場所 令和4年3月28日(月)10時15分 びわこモーターボート競走場内5階小会議室

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書を4(5)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない時は、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 当業務は、令和4年度滋賀県予算の成立が契約締結の条件となることから、予算不成立の場合は実施しない。
- (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required: The advertisements service of Sports newspaper, Biwako-Boat Race guide
- (2) Deadline for tender: 10:00, March 28, 2022
- (3) For further information, contact: Public-managed Gaming Division (Biwako Boat Racing Course), Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 1-1 Chagasaki, Otsu-shi, Shiga 520-0023, Japan
TEL 077-522-1122

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年2月15日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル券	農業	30659456 } 30659460	5	令和3.4.16 } 令和4.3.31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	令和4.2.4

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年2月15日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9741299号	令和4.5.31	野洲市市三宅1998 千代平十郎	令和4.2.4

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、近江八幡西部土地改良区の定款の変更は、令和4

年2月2日に認可した。

令和4年2月15日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、御園中部土地改良区の定款の変更は、令和4年2月4日に認可した。

令和4年2月15日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸